



区役所は1月3日(火)までお休みです

年始のごみ収集は1月3日(火)までお休みします

問合せ 城北環境事業センター ☎6913-3960 FAX 6913-3674

届いていますか 新1年生の就学通知書

今年4月に、小・中学校へ入学するお子さんのご家庭に、就学通知書をお送りしています。まだ届いていない場合は、下記までお問い合わせください。対象者は次のとおりです。
小学校…平成22年(2010年)4月2日から平成23年(2011年)4月1日までに生まれたお子さん



中学校…平成29年(2017年)3月に小学校卒業見込みのお子さん

なお、私立および国立の小・中学校へ入学される場合は、その学校が発行する入学許可証と印かんを持って、すみやかに区役所窓口サービス課(就学担当)14番窓口へお届けください。

※市立咲くやこの花中学校へ入学される方は、別途学校から指示があります。

●適正な就学をしましょう

居住実態のない住所地に住民登録をし、通学していることが発覚した場合は、入学後でも適正な学校へ転校していただきます。

問合せ 区役所窓口サービス課(就学)

☎6930-9087 FAX 6930-9978

大阪市登録調査員を 募集しています

登録調査員として登録し、統計法に基づく基幹統計調査において、今後活躍していただける方を募集しています。登録時の年齢が20歳から75歳の方が対象です。

問合せ 区役所総務課

☎6930-9928 FAX 6932-0979

HP <http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000135871.html>

市営交通乗車料金福祉割引・ タクシー給付券の更新手続き

平成29年3月31日期限の市営交通機関の乗車料金福祉割引証等またはタクシー給付券をお持ちの方で、引き続き4月以降も利用される方は、更新交付申請書の提出が必要です。1月下旬に申請書を送付しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で2月13日(月)までに返送してください。申請書が届かない場合は、下記までお問い合わせください。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(福祉)

☎6930-9857 FAX 6932-1295

介護保険料を コンビニエンスストアで 納付できるようになります

介護保険料の納付について、平成29年1月以降に発行される「コンビニ収納用バーコード」が印刷された納付書により、コンビニエンスストアでの納付が可能となります(平成28年12月までに発行されている納付書には、コンビニ収納用バーコードがありませんので、コンビニエンスストアは利用できません)。

また、介護保険料の納付には、便利な口座振替・自動払込もご利用ください。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(介護保険)

☎6930-9859 FAX 6932-1295

固定資産税の 申告書等について

次に該当する資産をお持ちの方は、それぞれの資産を担当する市税事務所に申告書等を提出してください。

- ①「償却資産申告書」(事業用機械・器具等の償却資産)
- ②「住宅用地の申告書」または「住宅用地の異動申告書」(平成28年中に住宅の新築・増改築・取り壊しや用途変更があった土地)
- ③「現所有者に関する申告書」(1月1日までに死亡した方が所有者として登記(登録)されている土地や家屋)
- ④「非課税適用(取消)申告書」(公共のために利用されている一定の私道など非課税に該当する固定資産)
- ⑤「土地分割評価届出書」(利用状況により2つ以上に明確に区分できる1筆の土地)

提出期限▶①～③1月31日(火)、④非課税適用(取消)の事実発生の日から10日以内、⑤随時

提出先▶①船場法人市税事務所固定資産税担当(償却資産)〈eLTAX(エルタックス)も利用できます。〉、②～⑤資産のある区を担当する市税事務所の固定資産税担当

問合せ

●固定資産税(償却資産)について:

船場法人市税事務所 固定資産税担当(償却資産)

☎4705-2941 FAX 4705-2926

●固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について:

京橋市税事務所 固定資産税担当

☎4801-2957(土地)、4801-2958(家屋)、FAX 4801-2905

個人市・府民税(普通徴収分)第4期分の納期限は1月31日(火)です

区役所新庁舎での個人市・府民税

臨時申告会場は2月16日(木)～3月15日(水)に開設します

問合せ 京橋市税事務所 個人市民税担当 ☎4801-2953 FAX 4801-2905